

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年
------	------------------

(文書処理上の記事)

内閣総務官室と協議済み

文書番号	閣情 第 294 号
受付	平成 18 年 8 月 9 日
起案	平成 18 年 8 月 29 日
決裁・供覧	平成 18 年 9 月 4 日
施行	平成 18 年 9 月 5 日
専決番号	別表 —

内閣情報官

次

総務部主幹

内閣参事官

内閣事務官

起案者

氏名

(番)

(件名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示

請求に対する決定通知について(回答)

(伺い)

平成 18 年 8 月 7 日付請求 1 件について、行政文書の保有する情報の公開に関する法律第 9 条及び第 17 条並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第 15 条第 1 項の規定に基づき、別紙案のとおり決定し、開示請求者宛て通知してよろしいか伺います。

平成18年8月29日

総務部

開示請求への対応について

1 経緯

内閣情報調査室に対し、行政文書開示請求（平成18年8月9日受付）がなされた。

2 請求内容

「内閣官房組織令」（昭和32年7月31日政令第219号）第4条の規定を実施するため定められた下部法規（訓令・通達等）の全て

3 方針（案）

「内閣情報調査室組織規則（昭和51年12月23日内閣総理大臣決定）」及び「内閣情報調査室における事務の運営について（平成17年3月17日内閣情報官指示第49号）」について、全部開示とする。

4 理由

内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）第4条に基づき制定された「内閣情報調査室組織規則（昭和51年12月23日内閣総理大臣決定）」及び「内閣情報調査室における事務の運営について（平成17年3月17日内閣情報官指示第49号）」を特定した上、同規則及び指示中、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報が存在しなかったことから全部開示をするものである。

行政文書開示請求書

2006年8月7日

内閣情報官 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）
[REDACTED]

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）
[REDACTED]

TEL [REDACTED]

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）
[REDACTED]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

「内閣官房組織令」（昭和三十二年七月三十一日政令第二百十九号）第四条の規定を実施するために定められた下部法規（訓令・通達等）の全て。＊電子データで存在するものについては電子データでの提供を希望。

2. 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（_____）

＜実施の希望日＞

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料
(1件300円)



※この欄は記入しないでください

担当課	内閣情報調査室
備考	

請求受付番号：



(案)

閣情第294号
平成18年9月 日

行政文書開示決定通知書

[REDACTED] 様

内閣情報官
三谷 秀史

平成18年8月9日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・内閣情報調査室組織規則（昭和51年12月23日内閣総理大臣決定）
- ・内閣情報調査室における事務の運営について（平成17年3月17日内閣情報官指示第49号）

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(案)

2 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法により、開示の実施を受けられます。

<表1>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
A4判文書 6枚	スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付 (PDFファイル)	FD1枚につき 50円に、文書 1枚ごとに10 円を加えた額	110円	0円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：9月〇日から11月〇日まで(土・日曜、祝日等行政機関の休日を除く。)

時：10:00から17:00まで(昼休みを除く。)

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料(見込み額)：通常郵便物(定型) 50gまで 90円

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室(情報公開担当)

TEL 03-5253-2111 内線83406

内閣情報調査室組織規則

〔昭和51年12月23日
内閣総理大臣決定〕

改正 昭和61年6月30日
平成8年5月7日
同 11年2月26日
同 12年8月16日
同 12年9月28日
同 13年3月29日
同 13年6月28日
同 14年3月27日
同 15年3月31日
同 16年3月25日

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、内閣官房組織令第4条に規定する内閣情報調査室の所掌事務に関し、法令に従い能率的にその任務を遂行するに足る内閣情報調査室の組織を定めるものとする。

(次長)

第2条 内閣情報調査室に、次長1人を置き、内閣審議官のうちから命ずる。

2 次長は、内閣情報官を助け、内閣情報調査室の事務（内閣衛星情報センターの所掌に属するものを除く。）を整理する。

(事務の処理区分)

第3条 内閣情報調査室の事務は、内閣衛星情報センターの所掌に属するものを除き、次の4部門及び1センターに区分して処理する。

総務部門

国内部門

国際部門

経済部門

内閣情報集約センター

(総務部門)

第4条 総務部門においては、内閣情報調査室に関し次に掲げる事務を担当する。

- 一 職員の人事、厚生及び教養訓練に関する事務。
- 二 予算、決算及び会計に関する事務。
- 三 公印の保管に関する事務。
- 四 公文書類の接受、発送及び保存に関する事務。
- 五 広報に関する事務。
- 六 内閣の重要政策に関する図書その他の資料の収集、整理、保存及び利用に関する事務。
- 七 電子計算機及び関連機器による情報の処理に関する事務。
- 八 各部門及び内閣情報集約センターの連絡調整に関する事務。
- 九 内閣の重要政策に関する重要な情報の総合的な分析その他の調査に関する事務。

- 十 内閣の重要政策に関する学識経験者の研究、提言等の取りまとめに關すること。
- 十一 各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて、内閣の重要政策一般に係るものとの連絡調整に關すること。
- 十二 内閣情報会議に關すること。
- 十三 内閣衛星情報センターとの連絡調整に關すること。
- 十四 内閣情報官の事務の整理に關すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、他の部門及び内閣情報集約センターの担当に属しない事務に關すること。

(国内部門)

第5条 国内部門においては、経済部門の担当に属するものを除き、次に掲げる事務を担当する。

- 一 内閣の重要政策に関する国内の新聞、放送、雑誌等の論調の収集及び分析その他の調査に關すること。
- 二 内閣の重要政策に関する国民の意見の収集及び分析その他の調査に關すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣の重要政策に関する国内の情報の収集及び分析その他の調査に關すること。
- 四 国内政策に関連して各行政機関が行う情報の収集及び分析その他の調査であつて、内閣の重要政策に係るものとの連絡調整に關すること。

(国際部門)

第6条 国際部門においては、経済部門の担当に属するものを除き、次に掲げる事務を担当する。

- 一 内閣の重要政策の策定に当つて参考となる外国政府の政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に關すること。
- 二 内閣の重要政策に関する外国の新聞、放送、雑誌等の論調の収集及び分析その他の調査に關すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣の重要政策に関する国外の情報の収集及び分析その他の調査に關すること。
- 四 対外政策に関連して各行政機関が行う情報の収集及び分析その他の調査であつて、内閣の重要政策に係るものとの連絡調整に關すること。

(経済部門)

第7条 経済部門においては、次に掲げる事務を担当する。

- 一 内閣の重要政策に関する内外の経済情報の収集及び分析その他の調査に關すること。
- 二 経済政策に関連して各行政機関が行う情報の収集及び分析その他の調査であつて、内閣の重要政策に係るものとの連絡調整に關すること。

(内閣情報集約センター)

第8条 内閣情報集約センターにおいては、緊急な情報の集約及び連絡を一括して処理するほか、次に掲げる事務を担当する。

- 一 大規模災害その他の緊急事態における情報集約体制の整備に關すること。
- 二 大規模災害その他の緊急事態に関連して各行政機関が行う情報の収集及び分析その他の調査であつて、内閣の重要政策に係るものとの連絡調整に關すること。
- 三 通信社等によるニュースの受信及び連絡に關すること。

(部門等における事務の整理)

第9条 第4条から前条までの規定により各部門及び内閣情報集約センターにおいて担当することとされた事務は、内閣参事官のうちから指名された者が、部門又は内閣情報集約センターごとに、その全部又は一部を整理する。

(調査官)

第10条 内閣情報調査室に、調査官8人を置く。

2 調査官は、命を受けて内閣情報調査室の事務に従事する。

(内閣衛星情報センター)

第10条の2 内閣衛星情報センターの内部組織については、内閣衛星情報センター組織規則(平成13年3月29日内閣総理大臣決定)の定めるところによる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、内閣情報調査室の内部組織に関し必要な細目は、内閣官房長官が定める。

附 則 抄

1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則 (昭和61年6月30日)

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月7日)

この規則は、平成8年5月11日から施行する。

附 則 (平成11年2月26日)

この規則は、平成11年3月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月16日)

この規則は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成12年9月28日) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月28日)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

内閣情報官指示第49号
平成17年3月17日

内閣情報調査室における事務の運営について

1 適用範囲

この指示は、内閣情報調査室（内閣衛星情報センターを除く。以下同じ。）における事務の運営について定める。

2 主幹

内閣情報調査室組織規則（昭和51年12月23日内閣総理大臣決定。以下「組織規則」という。）第9条に定める「内閣参事官のうちから指名された者」を主幹と呼称する。

3 部等

各主幹が整理する各部門又は内閣情報集約センター（以下「部門等」という。）の事務の全部又は一部を別紙のとおり定めるとともに、その呼称を別紙のとおりとする。

4 総括

- (1) 各主幹が行う事務の整理を補佐する者として、総括を置く。
- (2) 総括は、内閣参事官又は調査官（以下「内閣参事官等」という。）をもつて充てる。

5 職員の所属

内閣参事官等及び内閣事務官の各部等への配置は、室報により内閣情報調査室員に公示する。

6 職員の特別の呼称

- (1) 「内閣官房職員に対する職務命令について」（平成13年1月6日付内閣官房副長官事務連絡）に基づき、内閣情報調査室に勤務する職員のうち、情報の収集及び分析に関する事務に従事する職員について、その職務の特殊性にかんがみ、情報統轄官又は情報専門官と呼称する。

ア 情報統轄官

内閣参事官等及び内閣事務官のうち、その職責等にかんがみ特に必要

があると認められる者を命により情報統轄官と呼称する。

イ 情報専門官

内閣事務官のうち、その職責等にかんがみ必要があると認められる者を命により情報専門官と呼称する。

このうち、特に困難な情報業務を処理する者については特任情報専門官と、困難な情報業務を処理する者については上席情報専門官と呼称する。

(2) 参事官補佐及び主査

(1) にかかわらず、内閣事務官のうち、その職責等にかんがみ必要があると認められる者を命により参事官補佐又は主査と呼称する。

7 内閣衛星情報センターにおける事務の運営については、別途指示する。

8 内閣情報官指示第14号（平成13年7月1日）は廃止する。

9 この内閣情報官指示は、平成17年3月17日から実施する。

別紙

事務を整理する部門等	呼 称	所掌事務
総務部門	総務部	組織規則第4条(第9号及び第10号を除く。)の事務
	研究部	組織規則第4条第9号及び同条第10号の事務
国内部門	国内部	組織規則第5条の事務
国際部門	国際部	組織規則第6条の事務
経済部門	経済部	組織規則第7条の事務
内閣情報集約センター	内閣情報集約センター	組織規則第8条の事務

(注) 組織規則とは、内閣情報調査室組織規則（昭和51年12月23日内閣総理大臣決定）をいう。

標準様式

平成18年 月 日

行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣情報官

殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日付 平成18年9月5日
* 文書番号 閣情第294号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

*	行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
内閣情報調査室組織規則及び内閣情報調査室における事務の運営について	A4版文書 6枚	1 写しの交付	①全部	②一部 ()
		2 写しの送付	①全部 PDFファイル	②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 無] : 同封する郵便切手の額 円

開示実施手数料 <u>半0円</u>	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
-----------------------	------------------	-------

* 担当課等